

事務連絡  
平成 29 年 2 月 27 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免の要件等に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）については、「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 22 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において一部負担金の免除の要件について示すとともに、「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 28 年 6 月 9 日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 28 年 6 月 9 日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）において保険料（税）の財政支援の基準等について示してきたところである。

今般、平成 29 年 9 月末までの一部負担金及び保険料（税）の減免の要件等について、下記のとおりとするので、貴管内市町村及び関係団体において、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

また、今般の取扱いについての説明の資料（チラシ）を別添のとおり作成したので、貴管内保険者に対し周知を図っていただくとともに、被保険者や関係者への周知、広報にご活用されたい。

## 記

### 1 一部負担金の減免の要件について

「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 22 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において示し

ている一部負担金の免除措置は、免除対象被保険者が平成29年3月1日から同年9月30日までの間に受けた療養についても適用することを予定していること。また、これによる一部負担金の免除額については、「平成28年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（平成29年2月9日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡。2において「平成29年事務連絡」という。）の1のとおり、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

## 2 保険料（税）の財政支援の基準等について

市町村及び後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）が、平成29年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合にあっては、「平成28年熊本地震により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（平成28年6月9日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成28年熊本地震により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成28年6月9日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）に準じた基準により、平成29年事務連絡の2のとおり、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

## 3 一部負担金免除証明書の取扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在、「平成29年2月28日まで」と印字されているが、熊本県内の全市町村が一部負担金免除を平成29年9月30日まで延長することを決定しているため、平成29年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成29年9月30日まで」に更新されているものと「平成29年2月28日まで」のものが混在する可能性があるが、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成28年2月28日の有効期限であっても使用可能であることに留意すること。

なお、平成29年10月1日以降の免除証明書の取扱いについては、免除証明書の再発行等が必要となるが、具体的な取扱い等については、別途通知する予定であること。